

# 北海道景観審議会

第44回会議 議事録

と き 平成30年3月28日(水)

9時30分～11時30分

ところ 札幌市中央区北2条西7丁目

かでの2・7 310会議室



出席委員 (H30. 3. 28)

石川 実  
大西 希  
小篠 隆生  
岸本 太樹  
工藤 美智子  
後藤 健市  
中井 和子  
星 功  
松田 裕子  
宮田 博行  
笠 康三郎  
渡部 純子

計 12 名

**北海道景観審議会**  
**第 44 回会議 議事概要**

日時：平成 30 年 3 月 28 日（水）9：30～11：30

場 所：かでの 2・7 310 会議室

議 事	議 事 概 要
(1) 北海道景観形成ビジョンの見直しについて	道から、北海道景観形成ビジョンの基本方針（案）について説明し、質疑応答、今後の施策の展開方向の意見交換を行った。また、基本方針（案）に関して了承を得た。
(2) 屋外広告物について	道から点検結果報告書の点検内容や報告書様式の見直し（案）についての報告を行い、今後について意見交換を行った。

## 1 開会

○菊池主幹 ただいまから「第44回北海道景観審議会」を開催いたします。

本日は、委員総数15名中12名が出席されておりますので、北海道景観条例第35条第2項の規定による会議開催要件を満たしていることを御報告いたします。

それでは、会議の開催に当たり、北海道建設部まちづくり局、星野都市計画課長からご挨拶申し上げます。

○星野都市計画課長 おはようございます。都市計画課長の星野でございます。やっと外も暖かくなって参りました。本日は、年度末の大変お忙しい中、ご出席をたまわりまして、誠にありがとうございます。本日の審議会は議題を「北海道景観形成ビジョンの見直し」と「屋外広告物」について、皆様にご審議をいただきたいと思っております。

「北海道景観形成ビジョンの見直し」についてですが、前回の審議会でお示した基本方針（案）では、景観の課題及び特性などを踏まえた方向性や考え方がわかりにくいというご意見をいただいております。こうしたご意見を基にいたしまして、事前に小篠会長、笠副会長及び中井委員とワーキングで検討させていただきまして、それをまとめた全体図をご説明いたします。

次に「屋外広告物」についてですが、安全対策といたしまして点検結果報告の見直しにつきまして、検討会を設置し検討を行ってまいりまして、その経過についてご説明いたします。以上2つの議題について、委員の皆様におかれましては、ご指導、多くのご意見を賜りますようお願い申し上げます。

最後になりますけど、委員の皆様におかれましては、議論の見直しと屋外広告物の安全対策の推進を図るために、引き続きお力添えを賜りますようお願い申し上げます。本日はよろしく申し上げます。

○菊池主幹 次に、お手元にお配りしております資料の確認をさせていただきます。本日の次第、出席予定者名簿、「第44回景観審議会資料」A4横となっている資料となっております。「北海道景観形成ビジョンの見直しについて（案）（概要）」、広告資料1「屋外広告物点検結果報告書の見直し（案）について」、広告資料2「屋外広告物点検結果報告書（案）」、広告資料3「屋外広告物点検結果報告書」となっております。不足しているものがございましたらお申し出ください。

それでは、これからの議事進行は、小篠会長にお願いしたいと思っております。よろしく申し上げます。

○小篠会長 皆様おはようございます。年度末のお忙しいところ、お集まりいただき、あり

がとうございます。課長の方からのご挨拶にあったと思うのですが、2つの大きな議事がありまして、1つは「景観形成ビジョンの見直し」、もう1つは「屋外広告物について」ということで、効率よく議論をしたいと思っておりますので、活発なご意見をいただきたいと思います。

## 2 議事

### (1) 北海道景観形成ビジョン見直しについて

○小篠会長 それでは今日はパワーポイントを用意していただいておりますので、それを使用しながら議題1「北海道景観形成ビジョンの見直しについて」について、事務局の方からご説明をいただいたうえで議論に入っていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

○寺谷主査 景観を担当しております寺谷と申します。私の方から「北海道景観形成ビジョンの見直し」について、パワーポイントを使用してご説明していきたいと思ひます。

前回の審議会で、今回のビジョン見直しにおける課題を踏まえた基本方針の案をお示しましたが、それらの繋がりがわかりにくいという御意見をいただき、先程課長からもお話がありました。今回は、事前に、小篠会長、笠副会長、中井委員の御協力をいただきまして、再度、これまでの取組成果の評価や本道の景観特性などを踏まえて、事務局としてビジョンの見直しの方向性をお示したいと考えているところであります。

それでは、スライドを見ながら説明したいと思ひます。最初のスライドですが、これは昨年四月の審議会でお示したこれまで北海道の景観施策についてまとめた資料でございます。現在の景観形成ビジョンは平成20年度に策定されまして、このビジョンに基づいて様々な施策を展開しているところでございます。例えば、広域景観形成の指定の推進や景観行政団体移行の推進、景観地区など制度を活用した景観保全、北海道景観づくりサポート企業や整備機構の指定といった協働での取組、太陽光発電・風力発電設備のガイドラインの策定による景観保全、まちなみ景観形成推進事業によるセミナー、フォーラムによる普及・啓発、景観行政団体等連絡会議を開催することによるネットワークづくりなど、ビジョンに基づき施策を展開してきております。本道の景観については、新千歳空港周辺の屋外広告物に係る景観問題を機に、約30年前から取組が継続的に行われてきており、現在に至っているところでございます。

次のスライドに入りまして、ビジョンに基づくこれまでの取組でございます。先程の説明と重複しますが、広域景観形成推進地域の指定推進、景観行政団体への移行促進、セミナー、フォーラムの開催による普及・啓発、景観計画による規制誘導、企業との協働を図るための仕組みづくり、運用、ガイドラインの作成など主な施策として取り組んできております。次に「自己診断」(イメージ)とありますが、現ビジョンでは5つの基本方針を掲げて、施策を進めてきましたが、それぞれの達成目標を明確にしていたわけでありませぬ。進捗状況に

ついてですが、昨年2月の審議会でご説明したところでありますが、成果に関しどう評価するかは非常に難しいところであり、事務局の主観的な判断によるものという趣旨で「自己診断」（イメージ）としております。

それでは、基本方針1の「一体性と連続性のある広域景観づくり」についてですが、取組としては、①東オホーツク協議会の立ち上げて、指定に向けて取り組んできたのですが、結果として解散になるなど新たな指定には繋がっていないため、自己診断としては星1つとしております。次に、基本方針2の「協働による多様な景観づくり」については、ネットやブログによる情報発信、景観整備機構の指定、景観づくりサポート企業登録制度の策定、フラワーマスターや屋外広告士資格者の増加といったことから、普及啓発・人材育成・ネットワークの形成は一定程度成果を挙げていると考え、星2つから3つとしております。

次に、基本方針3「戦略的な活用を図る景観づくり」については、良好な景観への取組は、他分野でそれぞれ行っていますが、景観担当との連携については希薄だったため、星2つとしております。

基本方針4「地域の総合的な質を高める景観づくり」についてです。景観資源の維持保全としては、他分野での取組により成果が出ていると考えていますが、景観担当との連携は希薄であったため、星2つとしております。また、制度を活用した景観づくりは、景観法に基づく届出など環境保全に一定の効果が出ている考えるため、星3つとしております。

次に、基本方針5「景観づくりを支える人づくり」についてです。こちらは、ネットやブログによる情報発信、景観整備機構の指定、景観づくりサポート企業登録制度の策定、フラワーマスターや屋外広告士資格者が増加し、それによる普及啓発・人材育成・ネットワークの形成は一定程度成果をあげていると考え、星2つから3つとしております。

これらを踏まえたビジョンの成果に対する自己評価でございます。①市町村を越える 大きな景観づくりに対する取組が、まだ不足している、②身近な景観に対する道民の意識はある程度向上してきているのではないかと、③他分野と景観分野との関係性が希薄だった、④景観法に基づく届出制度を行っていることで、景観保全に繋がっていること、⑤景観の担い手が増えてきた一方、一層の活発な活動が期待されるといった自己評価となっております。

このギザギザについてですが、自己評価として、あまりよくできなかった度合いをイメージしたものです。

次のスライドになります。この残った課題と今後の社会経済情勢の変化から、今回のビジョンの見直しにおける視点を考えました。まず残った課題として、先程のギザギザの部分が3つあります。つきましては、主な社会経済情勢の変化と課題として、人口減少・少子高齢化の進展で、景観づくりの担い手、人材不足の懸念や景観を阻害する空き家、耕作放棄地の増加、地方自治体の財政力の衰退などによって、様々な主体の協働や他分野との連携が、さ

らに必要なになると考えます。

次に、観光入込客・来道観光客の増加に伴い、良質な景観による経済振興が期待されます。また、観光資源としての景観の質の向上などを観光事業者と適確な連携によって、観光と景観の両者がWinWinの関係づくりを進めることが重要です。

次に、海外資本等による開発圧力の増大です。海外資本等によるリゾート開発の増加や大型小売店舗の出店などによる景観阻害や開発圧力への対応として市町村への注意喚起や有効な規制の手法が必要ではないか。

次に、再生可能エネルギーの利用促進です。太陽光、風力発電、地熱発電など大規模設備に対して、景観阻害要因となり得る施設設備の規制など適切な規制誘導が必要ではないか。

つきましては、残った課題と社会経済情勢の変化と課題を踏まえまして、見直しの視点として大きく2つに分けさせていただいております。1つ目は、現在のビジョンで残った課題と新たに求められる課題に適確に対応すること。景観以外の分野と連携しながら良好な景観づくりを進めることや開発圧力等への適切な対応をすることを重点的に取り組んでいかなければならないところだと。今回の改定のポイントになるかと思えます。2つ目は、継続的な取組ということで、良好な景観の形成に向けたこれまでの取組を不断に継続、持続するというのも大切ではないかと思えます。本道の景観の特性や景観の広がり意識して景観づくりを進めることと景観に関係する以外の方々への、景観の価値への「気づき」をより一層広げること。この2つの視点は身近な景観に対する道民意識が向上していることと届出制度により景観保全されていることの2つのことに繋がっていると思えますので、さらなる継続的な取組が期待されます。

次のスライドになります。景観の広がりに合わせて分けてと記載していますが、本道の景観特性や景観の広がり意識し、地形・自然、暮らし・営みといった観点で並び替えてみると、このような感じになるのではないのでしょうか。例えば、全道や広域の地形・自然では、性格を異なる3つの海や大雪山系の雄大な山並みですとかは、これは全道的・広域的なものと考えられます。次に、暮らし・営みについてですが、地方や都市部での森林地域や農業地域が多く占める土地利用などが挙げられるのではないのでしょうか。

このスライドでは、全道をスケール毎に分けております。仮に大きく3つに区分すると、このようになるのではないのでしょうか。1つ目は、北海道を形づくる自然の景観、真ん中には、紫色の囲みになりますけど地域規模の景観、最後に身近な景観と分けた場合、広がりや大きさに応じて景観づくりの主体がイメージしやすくなること、そして、それぞれの主体の役割が明確になっていくこと。新しいビジョンでは、それぞれの主体の役割、それを明確にした上で、各主体が連携、協働して取組を進めることが最も重要であるというメッセージが伝わるように改定していきたいと考えているところでございます。



一番大きなところを仮に大景観、地域規模なところを中景観、身近なところを小景観。役割としては、大景観が主に北海道、中景観としては主に市町村、小景観については主に住民・民間団体等という役割が考えられるのではないかと考えております。

次のスライドになります。新たなビジョンの全体像（案）ということで、図にしたものでございます。赤枠は大景観です。基本方針1「美しい景観のくに、北海道」をささえる景観形成として、主な主体は北海道、主な役割として「広域的な視点による景観づくりの推進」としています。

紫の枠でございますが、中景観です。これは基本方針3「市町村と共に目指す景観形成」、主な主体は市町村、主な役割として「広域的な視点による景観づくりの推進」としています。茶色の枠ですけれども、小景観です。基本方針4「協働により目指す良好な景観形成」、主な主体は民間団体等ということで、主な役割として「自らが主体となった景観づくりの推進」としています。それぞれの主体が連携・協働していくことが望まれることから、この点線については、それぞれが交わって連携していきますよという意味が込められています。右上の部分になるのですが、協働・連携【基本方針2】他分野との協働で目指す景観形成。これは、これから増えるであろう観光客、空き家、耕作放棄地などこれまで取り組んできたが、連携が希薄だった部分である農業、漁業、環境、公園、自然保護などとの連携を強化していくこと。そして、大景観、中景観、小景観でもそれぞれの連携を強化していくことという意図で、大きく青枠にて囲んでおります。この部分も今回のビジョンの改定のポイントになるでは考えております。

続きまして、次のスライドになりまして、基本方針（案）になります。基本方針1ということで、大景観、「美しい景観のくに、北海道」を支える景観形成。本道の景観の特性を意識して一体性と連続性のある景観づくりを進めることが「美しい景観のくに、北海道」をつくります。道は法令等の運用や市町村への助言などを通じて、広域景観づくりを推進するとともに、大規模な開発や施設整備と景観が調和するよう適切に誘導します。基本方針2です。他分野との協働で目指す良好な景観形成。本道の雄大な自然はもとより、農地の風景や工場夜景など生産活動が生み出す景観が北海道の重要な観光資源となっています。北海道観光を支える良好な景観保全をはじめ、空き家対策や耕作放棄地対策といった他分野の施策と連携することにより、良好な景観を守り、つくり、整えていきます。基本方針3でございます。市町村と共に目指す良好な景観形成。それぞれの市町村が地域性を活かした景観づくりを進めることが「美しい景観のくに、北海道」をつくります。道は市町村とともに多様な景観づくりの機運を醸成し、市町村の取組への支援を強化します。基本方針4番目として、協働により目指す良好な景観形成。道民一人ひとりが地域の景観づくりに取り組むことが「美しい景観のくに、北海道」をつくります。地域固有の景観の素晴らしさへの「気づき」を促しな

がら、道は道民をはじめとする様々な主体と協働し、地域の身近な景観づくりへの支援を強化します。次に1枚ものになります。概要です。こちらの「北海道景観形成ビジョンの見直しについて（案）（概要）」につきましては、ただいま説明してきた全体の流れを1枚にまとめたものでございます。まず、景観行政の流れがございまして、ビジョンの成果、自己診断、自己評価、残った課題と社会経済情勢の変化を足して、ビジョン見直しの視点を考えました。その時に、継続的な取組として行っていかなければならないもの。新たに出てきた課題に対応する重点的な取組を行っていかなければならないもの。継続的な取組は、今後もずっと変わらずやっっていかなければならない。以前からずっとやってきたことを進めていかなければだめだということで、その下に目指す姿として、現ビジョンの目指す姿である「美しい景観のくに、北海道」を記載しました。その下については、先程ご説明したとおり大景観、中景観、小景観をスケール毎にすることによって、各主体の役割を明確にして、わかりやすくビジョンを見直ししていきたいという考えのもと、基本方針1から4までを掲げて、各主体の繋がりを下の方に北海道、市町村、民間団体等ということで、大きな骨格として進めていきたいと事務局では考えております。基本方針に基づく施策の展開方向については、今後の審議になると思いますが、本日は骨格をこのように進めていきたい、皆様にご審議の程よろしくお願いたします。

○小篠会長 はい、どうもありがとうございました。それでは、これから議題について議論に入っていきたい思います。どなたからでも結構です。ご質問やご意見ある方、ぜひよろしくお願いいたします。いかがでしょうか。

○星委員 感じたことなのですが、前回に触れたことなのですが、太陽光発電、風力発電、そういうものに対する経過はいいのですが、現存する風力発電、原発、そういうことに対して我々は何もしなくてもいいのか、質問があります。質問というか、意見です。

○寺谷主査 例えば、原発問題とか建てる時だとか、そういった規模のものとして、例えば太陽光、風力発電、地熱発電などには、適切に規制誘導をしていかなければ駄目であり、そういった規模のものも含まれているという認識していただければと思っております。

○後藤委員 久しぶりに出席させていただいていますが、資料もまとまってるし、この先新しいグローバルな展開の中で、良い方向性が出ているビジョンになってきますね。

○岸本委員 基本方針という形なので、これを具体化する時にどうやるべきなのかということは、今後の議論だとわかった上で、質問させていただきます。資料4頁以下ですが、担い手を明確にすると同時に、各担い手との間の協働というものを前面に押し出していくということだと思いますが、その際に景観の広がりに合わせて担い手を明確にというふうになっていますが、大景観、中景観、小景観、これは景観の広がり・規模で分けている。大景観につい

ては北海道、中景観は市町村、小景観は住民・民間団体など、わからなくはないし、大景観に分類されるものについては、市町村域を特に越えてくるわけですから、北海道が果たす役割というのが大きくなるであろうことは否定はないのですが、しかし大景観であろうと、例えば羊蹄山に関する景観の維持というところで、地元の住民あるいは市町村が中心になっているということからもわかると思いますが、大景観だから北海道というふうに限定するかのような書き方になっていいのだろうかということが1点目です。つまり、景観の規模も重要ですが、性質や性格あるいは景観が存在する場ところや特性に応じて、どの主体が中心になっていくかは、その時その時で変わってくると思います。だから、誤解を招かないためにも単純図式で決めていいのかなということです。

2点目は、ここで問題されているのが街並みだとか格子型の街区という、いわゆる人工的な景観も入っているのですが、多くは自然景観に比重がいつている、これは北海道が誇る景観であることは否定はしませんが、例えば歴史的景観物の保持・活用などの文言が弱いかなと。それをもうちょっと付け加えた方が良くと思いますが、いかがでしょうか。

○寺谷主査 まず1点目ですが、主体がはっきり分けすぎじゃないかということですが、このスライド見てですね、例えば大景観であれば主な主体はやっぱり北海道が考えられます。中景観であれば、市町村が考えられます。この線が交わってるということは、主体はそれぞれだけでも、おっしゃったように、大景観であっても市町村がやってもらいたいことは当然出てくると思いますし、その方がうまくいくことがたくさんあると思います。なので、その辺の表現、あくまで主な主体としては北海道です。主な主体としては市町村です。でも、主体間を跨いで取り組んでいきますよというのが線の交わりの意味です。そういうことでご理解いただければと思います。

○笠副会長 同じことなんですけど、北海道を形づくる自然の景観というものにちょっと違和感があります。自然の景観は、図の左にあるような国立公園、国定公園などだけじゃなくて、むしろ図の真ん中の「暮らし・営み」にある森林地域、農業地域などが上にずり上がってくるような。要するに北海道のイメージというのは、実は観光客の目で見れば、これが北海道の風景でもあるわけですから、線の交わりというのがもっと大きく重なってきてもいいのではないのでしょうか。そういう重なりをすれば、明確な区別、ここは北海道ということではなく、重なるという意味にとりやすくなるのではないのでしょうか。

○寺谷主査 ありがとうございます。わかりました。

○笠副会長 作るのが大変なのは、よくわかるけどね。

○寺谷主査 それぞれのですね。例えば、いろいろなご意見をいただいている中で、それぞれの市町村に対してやりやすいように、メッセージを発信するだとか、そうすると個々にこれがこうだとかああだとかって言うのがわかりやすいですが、なかなか景観というのはそう

はいかない。いろいろな部分が絡んできて、その時によって大きなものでも、やっぱり先程おっしゃられたように、その中でも市町村だとか民間も手を下すことが協働だと思うんですよね。だから、今回の改正のポイントっていうのは、協働・連携。そこをやっていかないと、大きな問題としては解決していかないのではないかと、だから、そこを基本構想として目指す姿としていきたいという思いで作成しております。

○星野課長 岸本委員からお話がありましたとおり、このスライドを1枚で見ると、やはり物事を短絡的に見えてしまい、この部分のパートはすべてこうだという見方をしてしまうので、意味合いとしては、独立しているわけではなくて、協働という形をとることは紛れもないのですが、少しですね、感覚的に誤解を招かないような書き方がないかということは、考えるところもあると思いますので。

○小篠会長 4頁目で、ステレオタイプのスケールで分けている作業をやりながら、5頁目で主体の役割といったものをどう考えるかという2つ、一緒に作っていったんですよね。まさに、先程の議論で分けられないよねというところが出てくる、2つで一緒に見ると、やっとならぬ話かなというところだと思います。

○工藤委員 私も資料をいただいた時に4頁、5頁の図を見て、どこが主体でやっというとしているスライドなのかなと思って、本日の審議会に参加していますが、先程の説明を伺いまして、ちょっと違う視点が生まれました。私個人として景観を考える時、まず住民として地域を見る。所属団体として、あるいは所属団体員としてどうするかということを考える。札幌市に住んでいる人間として、札幌市内のことを考える。次に、先程もおっしゃっていましたが、ニセコのこととかいろいろなところで問題が起きていることを考えると、住んでいる地域ではないけれども、道民として考える。こういうことは一個人として見る見方にも使えるなって思いました。道が主導するとか、市町村が主導するという見方のほかに一個人として。このビジョンを手にした時に、自分は北海道の景観を考える時は、どの立場で考えるかという見方もできるなど、先程の説明を伺って思いましたので、そういう説明がどこかに、あると良い。文字で書かれた方が良いのか悪いのかわからないですけども、図だけではなくて、やっぱり解説みたいなのが入ると、それぞれの立場で読み取るものが出てくるじゃないかなという感想を持ちました。

○寺谷主査 文言を整理しながらですね。なかなか文言するとですね、いろいろな受け取り方をされてしまう点もあるので、少し難しい部分もあるのですが、その辺は検討してみたいと思います。

○中井委員 4頁のことですが、左の方に、全道・広域・地方・都市・地区・身の廻りとありますが、基本としては囲みの中に2つの領域が本来は入っているわけですね。広域とか地方の部分が協働や連携に、また地区のところも協働や連携にあたるのかな、中景観や小景観



の。そのような意識をもって、左の方のところとか囲みの中に書かれた方がよろしいのではないのでしょうか。6つに分かれていますけど、大景観が全道・広域、中景観は地方・都市、小景観は地区・身の廻りということの中で、いくつかのポイントを書いていく方がわかりやすいかなと思います。意識としてですけどね。それを踏まえた上で、5頁を見た時に大景観、中景観、小景観の流れはありますが、先程の4頁の左の方はどこに表現されるのかなと思いました。

○寺谷主査 そこはとても悩むところで、本来その方がはっきりしていて、明確でわかりやすいかなと思いましたが、そのように区分もできないよねということで、線の交わりをいろいろ考えました。

○中井委員 交わってもいいのですが、囲みの中のいろいろなコメントの書き方が問題で、意識して書いた方が良くないのでしょうか。重なっている部分、点線の部分ですね。重なる部分をもう少し詳しくコメントした方が良くないのでしょうか。線だけは囲っているけど、中身はいろいろな内容になっているので、その辺も意識しながらキーワードを入れた方がよろしいのではないかなと思います。

○寺谷主査 はい。わかりました。それは検討いたします。

○中井委員 そういうことになれば、資料5頁の方の3つの項目を、全部囲った形、いろいろと入りますよね。

○岸本委員 図をつくるのが非常に大変なのはわかりますが、先程申し上げたことですが、大景観、中景観、小景観という区分を否定するものではなくて、ビジョンとしては非常にわかりやすいのですが、問題は、大景観、中景観、小景観が完全に切り分けられるものでなくて、先程おっしゃったように、ある人の見方によれば小景観かもしれないけれども、道にすれば中景観であり、全体的に見れば大景観であるということ、その多相的な概念、そこにおいて、誰が中心になりながら、しかし、いかに協働するか、これを出したいんだというご説明は、よくわかるのですが、問題はこれをビジョンとしてわかりやすく図式化するか、ここが、実は二次元の中で書かなければいけないものですから、できれば立体化して、いろいろな角度から見る事ができればいいんですけど、なかなか難しいところがあると思います。

1点今考えるとするとならば、小景観、中景観、大景観の交わりが、例えば、5頁を見てみると、小景観と大景観の交わりが協働など書かれていますが、交わった部分の面積がですね、ちょっと歪になっちゃっている。できれば、大景観、中景観、小景観というのがそれぞれ重なるところを、もうちょっとずらしていただいでですね。それぞれが多相的な、完全に切り分けられるものではないということを前提に、小景観の方を上は何センチメートルか移動した方が良くないと思います。重なるところを大体同じようにしていただくと、先程、工藤委

員がおっしゃったように、大景観だから絶対に、小景観でいうところで中心的な役割になる住民や事業者、企業等が端にいくというわけではなくて、それぞれが最終的に調整役として、どこが中心になるかということをお願いいたします。皆が、狭い区域の住民として、あるいは市民として、道民としてという、いかにも兼ねますよという図にされると、協働というところの重なる部分が、より鮮明になってくるのかなと思います。5センチメートルずらせばいいだけ。

○寺谷主査 すみません、パソコンの技術が不足してまして。本当は、そうしたい気持ちがあったんですけど、全体のバランスで、小景観を横にのばしていくと、ちょっと歪な形になってしまっただけです。おっしゃる通りだと思いますので、その辺も改良しながらですね、できる限りそういう形にもっていききたいなと思っております。

○岸本委員 説明を受けたら、ここは情報の共有できてるので。ただ、このパンフレットを見た人は、ここまで詳しい情報がないので。ごめんなさい、勝手なことばかり言って。あんまり気にしないで下さい。

○工藤委員 この5頁の図の話を伺っていて、トライアングルのように図があって、それを全体包める基本方針についてというような形の図もありかなと思います。横に4つ並んでいるのではなくてですね。基本方針1と3と4が三角形みたいになっていて、全体を包んでいるのが基本方針2の協働・連携というような絵にできていれば、よりわかりやすいかなと思います。

○寺谷主査 それもしようと思ったのですが、基本方針1、2、3、4と考えた時に、重点的にもっていくのは、基本方針1としては、やっぱり北海道が主体となるべきものだろうと、1番目にもってくるのは。2番目に実は、協働・連携というものを打ち出したかった。なので、順番として1番、2番というふうに考えてしまったものですから、こういう図になってしまったということです。おっしゃっている意味はよくわかるので、検討していきたいと思っております。

○工藤委員 2頁と3頁の繋がりなんですけど、A4で2枚に渡っているんですけど、先程パワーポイントの説明を伺った時に、2頁目の最後の自己評価のギザギザの残った課題に対して、逆追いの説明、パワーポイントの表現ですね。その説明がわかりやすかったので、例えば、自己評価のところまできたら、次に同じ頁の中で、逆追いの絵があった方がちょっとわかりやすいのかなと思います。先程、画面を見ながら説明をすると、こうなってきた最後に見直しの視点という表現だったので、その方が説明と絵がマッチしてるのかなという気がします。

○小篠会長 これは冊子体にするので、冊子体にする時の図というのを、作り直す必要があるのかなと思います。

○笠副会長 5頁のところの大景観のところ、北海道の横に小さく国って書いてありますよね。国との連携というのは、どういう形で、今まで文言として出てこないんですね。具体的にはどういう連携をすることになるのでしょうか。

○寺谷主査 景観に関して言えば、シーニックバイウェイだとか、あるいは国の事業でやっています。そういうことも、北海道として一緒に連携しながら、なおかつ、景観行政団体連絡協議会というのは、景観行政団体が一堂に会して集まっているネットワークづくりです。そのネットワークづくりというのが、北海道開発局と北海道と一緒にやっている事業なんです。なので、北海道だけじゃなくて、国も協力していろいろなことを景観に対してやっているんだよというイメージで、国ということはそういうことです。

○笠副会長 昨日、寒地土木研究所の会議へ参加したのですが、あそこの地域景観ユニットは、市町村に景観アドバイザーとして入って、どんどんやっていますよね。その辺りの動きとこういう動きがどういう連携とっているのかなと、ちょっとわからなかったの。美瑛とかそうところに行って、積極的に活動しています。そういうセクションがあるけれども、開発局の各部局ではどういう景観ビジョンなのか全く知らないわけです。実は、十勝で問題があって、昨日その報告を受けたのですが、十勝の国道脇に40年ぐらい前に植えられたシラカンバを、2年前にある係長が独断で全部切ってしまいました。それで、ちょっと頭にきたので地域景観ユニットに連絡したのですが、実は局内でも大きな問題になりまして。後始末の報告を昨日受けたんですけど、一番大事な十勝の景観要素を、実はそういう形で壊してしまうということが、実際起きているんです。だから、もうちょっとこういう意識を、国の方もスムーズに行き渡ってもらわないと、困るのかなということで、小さく国って書くよりも、積極的に国にも働きかけていかなければならないのかなと思ったところです。

○寺谷主査 小さく書いたのは何故かという、北海道のビジョンとして、国との連携はするのですが、北海道を大きくしたいなということです。

○笠副会長 それはいいのですが、国との連携というのを文言で入れた方がよろしいのではないのでしょうか。

○寺谷主査 文言ですね。わかりました。

○笠副会長 国も広域的な仕事をやっているわけですから。また、そういう問題が起こることもありうるので、窓口はあるとしもだね。そこでちゃんと連携してもらおうということ、やっぱり文言として入れてくれたらなと思います。

○寺谷主査 はい。わかりました。

○笠副会長 それは、いわゆる協働・連携の中に入ってくることでよろしいのでしょうか。

○寺谷主査 そうですね。そこに、どれだけ文言で入れるのかというのは、検討していきたいと思います。

○笠副課長 ぜひ、お願いします。

○石川委員 国という考えもありますが、住んでいるのが地域の住民、真逆の形なんですけれども、今、商工会議所で行政に対する要望というアンケートがですね、組合員に対して出てるわけですけども、昨日、商工会議所の方から連絡ありまして、景観ということで、市民の方から何もやっていないんじゃないかというような意見が入ってきていると。ヨーロッパの街並みと違いなく統一されているという話もあったんですけど、基本的に北海道でもやってますよ、景観審議会でもそういう討論もやってますし、各市町村でも取り組んでますからと話をしたわけですけど、それが一番肝心である市民、道民の末端まで行き渡っていないという現実。これだけ立派なものを作って、せっかく作ったものが肝心な住民に行き渡っていないのが実情ではないかな。北海道に言うことではないかもしれないけど、各行政の方がそれを知らしめていくべきではないかと思うのですが、住民の方がこういう街にしていこうとか、末端でもわかるような施策を今後展開していくべきだと思います。

○寺谷主査 はい。そのとおりにいたします。

○中井委員 フラワーマスター認定講習会の時には、笠先生は花の話をして、私は「花のまちづくりと景観」と題して花を活かした景観づくりの話をしていただいています。その時は諸外国の事例をお見せしているんですけど、花の展開で終わってしまうのではなく、街のね、もっと広域的な景観づくりに繋がっていけばいいのですが。

○松田委員 現実問題、皆さん海外に行かれて、旅行も行けるので、海外の比較だとか、いろいろあるんですけども、景観というものが住民にどれだけ根ざしているかというと、なかなか厳しいというのが現実だろうと思います。それで、協働・連携という形で、北海道だけではなくて、開発局だとか国の連携も本当に進める中、本来各市町村が、もうちょっとネットワークを使って、意識啓発しなきゃいけないと思うのですが、温度差が相当あるなど。それは、十勝で問題があったように、羊蹄山麓も諸外国からのいろいろな開発によって、景観が侵されてきたという危機感の中から、一般市民も非常に景観に対する警戒感、必要になったということです。そういう意味では、今チャンスと捉えて今回作られるビジョンの中には、先程皆さんがビジョンの全体像をパッと見た瞬間に、どう捉えるかということには、一般市民にもわかりやすいビジョンの作り方というのはここで解決するかなと思います。

○後藤委員 諸外国のモデルも含めて、いろいろなことをもう1回北海道が学ばなくてはいけないというのはあると思いますが、地域づくりの現場に30年以上いて、10年ぐらい前から海外に行き始めてですね、実際に海外行けば行くほど、日本国内の都市部のさまざまな都市機能にすごいモデルとなるものがありますけど、それだけではなく、日本の地方の価値がすごく高いということを再確認しています。その自覚は、地方にはまだ欠けている状況なので、そういう意味では、都市のモデルだけではなく、海外の田舎と比較した時に、日本の



地方のインフラや家はすごい高いレベルにあるので、そういうところも改めて認識をしながら、地域住民の人達と、この図でいうところの小景観の中の人と、戦略を立てていくことが必要だといことを今感じています。

私は、去年からスノーピークという日本を代表するアウトドア総合メーカーで地方創生を担当し、国内だけではなく、海外でも活動していますが、やっぱり北海道はすごい価値があり、それを広域連携してグローバルで戦って結果を出していくためにも、他地域との違いを明確にしていくことが重要だということを感じています。同じものはどちら上かを競いあうので、北海道は国内の他地域、さらに海外と違うことを明確にし、北海道の中でも、十勝の話も出ましたけども、自分の地域と他地域の違いがどこにあるのかということ、例えば、空知、函館、釧路などいろいろな地域と違う点を明確にしながら、その具体的な根拠を出していくことが必要であり、その時に、4頁にあるそれぞれの中景観、小景観の中にある目次だとか、市街地も含めた都市と田舎がこれだけバランスがとれてるとというのが、実はすごい価値があります。日本のように奥の奥の田舎に行っても道路が舗装されているなんて、世界中どこにもないわけで、この当たり前ことに対する価値を認識した時に、自分の地域の景観に対する意識を変えること、さらには視野を広げるようなことができます。条例やビジョンの中に入れるのかどうかは別として、戦略的にはそこが1つポイントになるし、さらに外に行けば行くほど個性が強い田舎の魅力を再確認できますし、日本の地方の真の美しさが昔からの魅力だったことにも気づかされます。そこに景観条例などいろいろなところで規制して守っていることの意義と役割がありますね。

○渡部委員 先程の商工会議所のアンケートですけど、住民の方の回答を聞いて気になったのですが、何もやってくれないから何も知らないというのは、やっぱり住んでいる人の意識が、自分の街に対して、こんな良いところがあるという気づきが少ないのではないかなと気がするので、住んでいる人の意識を変えていくというか、良いことにしろ悪いことにしろ、住んでいるところの特徴というか、美化するような啓発が必要なのかなと思います。こちらから、やることに関しては限度がありますので、住んでいる人達が気づいて行くことが大事だと私は思います。

○岸本委員 いかに関住民や民間等の要望をとということですね。例えば、気づいてない部分は意識の開拓だとかですね、啓発だとか重要だと思うのですが、せっかく気づいてメッセージを発してなんとかしてくれと言っているのに、市町村が動かないということもわかって、地域住民が大切にしようとしている景観が開発の名の下に、いとも簡単に壊されていく。これをなんとかしてほしいと思っても、結局今の法制度ではどうにもできません。ということで開発の波の中に失われていく虚脱感がアンケートの中に表れていると思います。今回のビジョンの中で極めて重要なのが、いかに連携を、いつの時点でもとるかということが、実はネッ

クになってくると思います。可能な限り多様な意見、どんな小さい意見であっても、景観に対する意見というものが発せられているのであれば、最終的にそれは受け入れられるかどうかというのは、様々な利益衡量ということはあるんだけど、可能な限り意見を吸い上げていく、そういう意味での、がっちりといろいろな局面で協働するというメッセージを発してあげるとというのが、今のアンケート結果に対して、1つの答えになるのかなど。虚脱感とか虚しさというのも、どうせ言っても無駄だとかいうことがあると思うので、民間団体等、とりわけ住民の意見を多様な局面で吸い上げていく。その時に、市町村の審議会あるいは北海道の、我々の審議会などが多様に連携していくという協働というところの多相化、多元的なところを、もし図式の中に入れることが技術的にできれば、先程のアンケート結果が出てくるのであれば、逆に言うのであれば、返すために受け止めてますということが表れていけばいいかなと思った次第です。

○星委員 各市町村の景観審議会と我々道の審議会とは、どのような関係がありますか。

○岸本委員 必ずしも、これまで有機的な連携がとれてきたとは、実はいえない。

○星委員 そこで私の提案ですが、道の審議会にて、市町村で審議会を持っているところで30分くらいでも講義をするなどして交流を深めて、市町村では道ではどのようなことをやっているなど学習会みたいなことを行うのいいのではないかな。

道の条例の中に各市町村が景観審議会を作らなければならないとか、そのようなことも必要ではないでしょうか。私はそう思います。景観審議会のない市町村については、道の審議会のビジョンに沿ってやらなければならないとか、私としては他の市町村で審議会があれば来て話をしていただければ、凄くいい勉強になると思います。

○岸本委員 連携の仕方は、いろいろとあると思いますので、進路設計を個別に考えていくという、他法令の地方分権の観点からいうと、北海道の言うことを聞けというような方法で、周辺自治体に命令するような規制をかけることは、なかなか問題であるため、あくまで連携ということで、情報提供とか話し合いだとかも当然必要だと思うのですが、連携のあり方については一つではないと。基本ビジョンですから、今後、連携のあり方について、一つ一つ大景観の場合と小景観の場合といろいろと違ってくると思います。あくまで協働というものは、是非、目立つように図式化を技術的にできる範囲でしていただければという意味です。

○小篠会長 ここまで審議会を重ねてきて、連携とか協働というのをどうすべきかということも議論したことは初めてだと思います。前のビジョンでは、言葉では書いているけど、具体的にはそんなことは議論していなかった。事務局と話していても、そのことについては逆に閉塞感があって、できてないよね。いろいろなところではいろいろな思いの中で、動いて活動したこともたくさんあると思います。そういう話を、少しでも繋ぎ合わせるためにも、新ビジョンが連携・協働ということをきちんと出して、こちらから開いていくというような

方針をとろうとするところが、大きな話になってくると思います。

○中井委員 連携と協働は、実際に事業を行った時には必要なのですが、景観は背景に文化があるんですね。だから、その地域文化への意識、例えば、歴史を残すとか自然を残すとか、あるいは自分達の産業活動によって形成される景観を残すとかという基盤となる意識が共有化されないと、行政はやらないなどということになる。だから、自分達が保有している景観の素晴らしさに気づいて、文化として景観を共有化していくということが背景にはあるということ。これも大事なことですよね。ということは、教育の問題もあるし、様々な領域の問題に対しても投げかけなくてはいけない部分もあるのですが、基盤となる考え方がきちんとしていないと、結局は壊されていくし、なくなっていく。大事なのは、この景観を守り育てるという意識と自分達が保有している地域の景観への誇りと価値。だから必ずしも、都市化することが文化ではないですよね。むしろ、自分達の地域が保有する素晴らしいものをきちんと守ることの方が、文化的な価値が高いと思うのですが。田舎は田舎らしくて良いんですよ。都市は都市でいいのですが、何か目線が東京の方に向かってたり、違う方に向かってたりすることが問題であって、自分達が持っている資源ですね、様々な地域資源の価値をきちんと認識して、自分達の地域景観のあり方と方向性、地域文化の継続性と方向性をどのように考えているかということ、地元がしっかり認識しなければいけない。外の力でお金かけて変えられてしまう訳ですから。それらを拒否するのも、望ましい形で受け入れるのも地元ですから、文化としての景観をきちんと育てていけるような「景観形成ビジョン」の見直しというところを、背景にしっかりと置いといてほしいですね。

自分達の郷土愛やふるさと観など、それらを含めた景観の素晴らしさを如何に守っていくか、継続していくか。もし手を加える時は、どのように変えていくかということ、地元が認識していかないと、外圧に左右されてしまう。地域の景観形成にとって、これから10年後、20年後に関わる話なので、きちんと位置づけてほしいと思います。

○後藤委員 今に関連しまして、住民の意識をどう変えるかということ、聞いてて思いついたことを話します。順番が大、中、小になっていますね。地域づくりはそれぞれの地域に暮らしている住民の意識からなので、小、中、大の上下を逆の順番にして、私たちから始まるということをビジュアル的に見せて、次の5頁の図も上に北海道という一番大きな部分がありますが、北海道はベースの存在なので、あえて下に置くということも、テクニックの話ですが、自分達から始まるということをイメージ上とか図の中で見せることをご検討いただきたいと思います。順番を変えるだけなので、さほどハードな作業ではないと思いますが、実際、書き換えてみて、それが見た目にはピタッと入ってくるかどうかポイントです。それで人の意識を変えることができると感じられたら変更をお願いします。実は、先日、三重県の産業戦略会議の小委員会、新しい戦略会議の一般提供資料を小学生にもわかるレベ

ルで作ろうというアイデアが出ていました。これは言うのは簡単ですが、事務方に見れば、すごいハードで大変なんですけど、それができたら、一般の人たちが見た時にその戦略が自分たちにとって身近だと思える資料にできると思います。

○岸本委員 現実問題として、景観の規制で、法制度でここまでできればいいけど、できないからなかなか口が出せなくて、結局ずるずる開発の利益の方について、景観利益がほとんど考慮されないまま、ただ単に言うなれば、景観の大切さをもうちょっと共有して、もうちょっと調整してというだけの虚しさというふうになっている部分は、多かれ少なかれこれまでであると思います。

ちょっとお伺いしたいのですが、どういう点で、今の法制度を前提にした時、もうちょっと規制権限を北海道の方に、あるいは市町村の方におろしてもらえれば、景観の保持だとかということを含めた総合的な開発の視点が出てくるのという部分がもしあるならば、そのあたりを出していただいて、今後ですね、他の部局との連携というところと言うならば、北海道の場合であれば、道州制特区の問題がありますよね。おそらく、道州制特区の審議会もある訳で、そういうところを通じて、国にどんどん働きかけるということも、やっぱり必要なのではないかなと思うんですけども、そのあたりは洗い出しだとか、これまでなされてきた、あるいは今後なされていく予定はありますか。1日や2日でできるという訳ではないですけども、どういう点が現行法制上問題なのかというところを。景観関係から洗い出していくということも重要だと思うんですけども、協働をしていくために、これをより実効的なものにしていくために、どういう法システムがあれば。あるいは、条例でできるのであれば、それで良いのですが。

○寺谷主査 少し的外れな回答になるかもしれませんが、景観法の視点からは、景観行政団体になると、その市町村がそれぞれ条例を作って、そういう規制をかけることはできます。だから、それぞれの地域の特性を活かして、それぞれの市町村が景観行政団体になって下さいというのは、北海道が進めていることの1つ。でも地方自治法上、北海道が強制的にやりなさいと言うことはできない。やっぱりそれは役割というか、地方分権制度なので、そういうのはできない。あくまでも、景観対策をやりたい市町村に対して、必要な助言なり支援なりしていくというスタンス。だから、地域性を活かしてやっていってもらいたい。そのために各市町村が景観行政団体になっていくと、北海道全体が、それぞれの魅力を活かしたまちづくりをしていくことによって、北海道全体として景観が良くなるのではないかという根底の思いがあるのですが、ただ、連携をするために法制度が必要なのかと言われると、ちょっとそこまでは。

○岸本委員 私が申し上げたのは景観行政団体になると、様々な形で、景観観点から規制をできるようになりますが、その規制が何度もできるという訳ではなくて、そこに規制の限界、



あるいは景観行政団体になったからといって、景観のためにできることとできないことというのは、どうしてもやっぱりあります。その部分で、どういう点に限界があるのか。だから、景観行政団体になってできることはできてくるとは思いますが、よりこういうところまでできれば、よりもっと良いんだけどという洗い出しをした上で、場合によると規制改革という形で、景観行政団体の権限をもうちょっと強化することができるとか、強化するとかですね。そういったところで、北海道は国との間でのパイプ役になったりだとかという視点は持てないだろうか。あるいは、景観行政団体が持っている規制権限の限界だということの洗い出しなどは行われているのでしょうかという質問ですね。

○星野課長 景観行政団体の景観計画だとかですね、あるいは都市計画の景観地区とか。そういう規制をして、誘導していく制度はあると思います。そういう中で、例えば市町村がそういうものを作るとか、当然市町村においても地域の振興などを考えた時に、単に景観だけを考えて規制だけではなくて、やはり観光なども含めた、いろいろな振興を考えた時に、なかなかそういう規制を考えにくいことがあると思います。ですから、そういうところが現実的にいろいろ考えると、難しさというものがあると思います。例えば、道外の温泉街一帯を景観的にコンセプトを整えて、ただ法制度でこうどうしたというのは別にして、温泉街のそれぞれの旅館、ホテルの方々が、同じコンセプトを持ってやっていく。それが、全体の温泉街の振興であり、地域の振興に繋がっていく。そういったところが、意識の共有され、それがある意味経済的な効果に繋がっていくんだとわかってやっていくと、現実的にはなっていくのかなと思います。ですから、本当は規制したいんだけど、こういう制度がないからというところでも、一定の制度はあると思いますので、そこにそういうものをどう使っていくかという下地を、環境をどう考えていくかというところかなと思います。

○小篠会長 景観法の方がカバーしている範囲が広いですね。都市計画法の場合だと、都市計画制度を引いていないと関係しなくなりますけども、先程の法制度の新設の話だと、都市計画と景観との関係ということで、どうしてもやっぱり都市計画側の方が先に動いてしまうという問題がある。どうしても、例えば、歴史的景観が守られないとかいうことは、開発を指導していく都市計画ということで言えば起きてしまう可能性は強い。一方で、都市計画が引かれていないようなところで、景観を考えようとした時には星野課長がおっしゃった話は有効に効くかもしれない。このように、2つ場合分けができるかもしれないなど。ただ、どちらにしてもやはり景観の価値に気づいていただく話や、手続き的に情報を開示しながら考えていくような、ある種、先行型でやるのではなくて、両方に開示しながら利用していくというような状態を作るなど、そのようなところが求められていくんじゃないかなと。

やっぱり開発主導で、ヒエラルキーでという形で、今まで進んできたというのが、景観の問題がさまざま起きる原因になっていたのではないかなというところは、すごく思うところ

ですね。この辺のところは、ずっと審議会とかで、それとも、いろいろな地域で起きている問題や課題みたいなものを、議論のネタにしながらか、課題を絶えず洗い出していく、解決できるところはしていくというような姿勢が必要なのではないかなと思います。そういう意味では、大きな話で何回かやると、そういう話ができるようになるのですが、なかなか議題としてこの部分ばかりはやっていなくて、もう少し個別案件でやるような審議会もおきたりするので、そうすると、それがこんがらかってしまいますが、全道に大きな話ってということを何回に1回は、必ず審議会として議論していかないと、どんどん流れの方が先にいってしまいますので、その辺のところも、今後考えていく必要があるのかなと思います。

○大西委員 先程ニセコの話が出ていたので。ちょうど、2日前までニセコの方に行ってまして、これからオリンピックに向けてどういう施設がいろいろ計画は出ていて、その計画を見せてもらったのですが、大体のところはこういう施設をつくりますということでデザイン案を既に町に出しています。そのデザイン案も見てきたのですが、大規模だという意味では景観は変わっちゃうなと思いますが、デザインとしてはすごく美しいというか、ニセコ町の条例で使える色がすごく限られており、今のトレンドもあるのですが、いろいろな木目を重ねたような壁あるいは外観がすごく流行っています。人に感じることは違うかもしれませんが、大規模でありながら、ニセコの景観にあったようなデザインで作っているなという感想を持ちました。オーナーさんともお話をしましたが、ニセコの景観については、全部ではないと思いますが、自分が主体という気持ちももちろんあるようです。ある1人のオーナーが経営している時には、ニセコの景色にはこういう建物を建てたい、こういう建物は条例ができる前に建てたものだから美しくないとか、最近できたプレハブにすごく怒ったりと。その方はアメリカ人ですけど、ニセコに関わっている外国の方、全員ではないけど景観に対する思いを持っている方はたくさんいらっしゃるの、ビジョンも前の話では主に市町村がご覧になるということだったのですが、先程の話にもありましたが、私達市民もこれだけいいもの、もっと見る機会があればいいなと思うし、それに次のビジョンができる時までに、たくさんの外国の方が開発に入ってくる。そして、国際リゾート化というのは、どんなに規制しても、流れなので止められない中で、やっぱり規制が大事だけど、開発に入ってくる人達と責任をシェアする。これも英訳したり中国語訳したりして、開発計画を立てる時に市町村が「北海道はこういうビジョンでやっていますと。あなたもつくる建物も北海道のビジョンで挙がっている中の1つになるんです。そういう責任を感じて下さい。」というような資料になればいいなと思いました。

基本方針の細かいところで、開発圧力の増大というところで、もし入ってくる資本に対して、あなたも責任を担っていただきますよ、一緒にやっていただきますよという部分を、細かい説明の時にに入れてくれた方が、訳したときにいいのではないかなと思いました。

○小篠会長 責任の共有ですね。

○寺谷主査 大変勉強になりました。

○小篠会長 さて、今日の審議を踏まえて、最終的に作り込みになっていくと思いますが、今後のプロセスがあれば、事務局の方から説明していただけますか。

○寺谷主査 今日、お示ししました基本方針案をご了承していただいた上で、これをもとに、たたき台のようなものを作成していきたいと。協議・連携も踏まえて作成していければなどと思います。この次の審議会で提示して、その後に素案作成というような形で進めていきたいと考えております。

○小篠会長 このような進め方でいきますので、よろしく申し上げます。ありがとうございました。

## (2) 屋外広告物について

○小篠会長 それでは、次の議題にいきたいと思います。屋外広告物についてということですね。これもまず、事務局から資料の説明をお願いします。

○加藤主査 屋外広告物を担当しております、加藤でございます。私の方から、屋外広告物についてご説明させていただきます。座って説明させていただきます。まず、広告資料1「屋外広告物点検結果報告書の見直し(案)について」をご覧ください。昨年4月以降、屋外広告物の落下事故が相次いで発生したことから、屋外広告物の適切な安全管理が推進されるよう、固定広告物の継続許可申請時に提出する点検結果報告書について、点検内容や報告書様式の見直しについて検討を行うこととし、昨年7月に開催した景観審議会でもその旨お話をさせていただきました。四角囲み部分に屋外広告物条例施行規則の規定を書かせていただいておりますが、固定広告物については、許可の有効期間が3年以内となっており、引き続き広告物を掲出する場合には、申請書にカラー写真と点検結果報告書を添えて提出しなければならないこととしています。

見直しの検討においては、「2 屋外広告物安全点検等検討会」にありますが、屋外広告物の点検内容など安全対策について検討する検討会を設置し、構成委員の方々のご意見をいただきながら検討を行いました。構成委員につきましては、当審議会の小篠会長、北海道屋外広告業団体連合会の石川会長をはじめ、業界団体や建築士の方々5名で構成しております。昨年11月と今年1月、2月の合計3回開催し、見直しの案を取りまとめて参りました。2の(4)「検討会での意見」の抜粋になりますが、点検する者により報告にばらつきが見られるため、点検項目を細かくするなどばらつかないような工夫が必要なのではないか、またチェックしていけば点検結果報告書が作成できる等、わかりやすい様式が必要なのではないか、また項目ごと点検を実施したか否かチェックするようになればよいのではないかなどの意見が出されました。また、直接許可申請の事務を行っている振興局

や許可権限を移譲している市町村の意見を聞いて、この見直しの案を作成しました。

「3 見直しの考え方」については、このようなご意見を踏まえまして、現在実施している点検部位を基本として具体的なわかりやすい点検を行うため、点検内容を詳細に報告するようにすること、今まで点検していなかった項目を追加するというのではなく、点検は行っているけれど報告の内容として見えていなかった部分が見えるような報告書にすること、また、国土交通省で、昨年7月に、屋外広告物の点検の実効性を高めるため点検箇所や点検項目をとりまとめた「屋外広告物の安全点検に関する指針（案）」が策定されており、この指針や他の自治体の報告の内容などを参考とし、見直しを行っております。

資料の裏面「4 点検結果報告書の見直し（案）」についてですが、検討会での意見などを踏まえ、規則改正を行っていくものについてご説明します。お配りしている広告資料2の屋外広告物点検結果報告書（案）、両面印刷2枚ものが見直しの内容を反映した報告書の案で、 広告資料3が現在の点検結果報告書ですので、こちらも見ながら聞いていただければと思います。①点検内容の詳細化 ですが、現在の報告書では、「点検部位」ごとに、異常の有無、異常の内容、改善の概略を記載することとしていますが、見直し案では、「点検部位」ごとに、より詳細な「点検内容」を追加して、それぞれについて異常の有無、異常の内容、改善の概略を記載するようにしています。例えば、点検部位の「基礎」で見えていくと、現在の報告書では、「基礎」について異常の有無、内容、改善の概略を記載しますが、見直し案では「基礎部・上部構造」の「点検内容」として、「1 上部構造全体の傾斜、ぐらつき」、「2 基礎のクラック、支柱と根巻きとの隙間、支柱ぐらつき」、「3 鉄骨の錆発生、塗装の老朽化」と具体的な点検内容をあげ、それぞれの内容について、異常の有無、内容、改善の概略を報告するように見直しをしています。「点検内容」の項目は、国交省で策定した「屋外広告物の安全点検に関する指針(案)」を参考に設定しています。②広告物等の種類欄の追加、これは、点検した広告物等の種類（地上、屋上、壁面）を記載する欄を追加しています。③該当事項欄の追加、これは「点検内容」の点検対象であるかを明確にするため、該当する場合は○を付けて、異常の有無等を記載することとしています。④、⑤については、屋外広告物が複数ある場合、広告物ごとに点検結果を報告することを明確にするため、広告物ごとの番号を記載する欄を設けたのと、2基目以降の広告物について点検結果を報告する様式を設けました。⑥貼付する写真の明確化 については、現在は事務取扱要領の中で、全体の状態、各表示面及び接合部・基礎の状態が把握できるカラー写真を貼付することとしていたものを、規則の中で明確化することとしました。あわせて、「点検の方法（目視、打音等）」、や「補修等の処理方法又は処理不要の場合の所見」欄を追加しています。新しい報告書様式は、よりわかりやすい報告書とするため、今お示ししている様式から体裁や項目の配置などが変わることがあることを申し添え



ます。

次に、「5 今後の見直しの検討」についてですが、点検結果報告書以外の見直しの概要についてご説明します。屋外広告物規制については、地方公共団体が条例・規則を定めて独自に行っていますが、国交省では、地方公共団体が条例制定するための参考として「屋外広告物条例ガイドライン（案）」を作成し、地方公共団体に示しています。各地で屋外広告物の落下事故が発生し、屋外広告物の安全確保がこれまで以上に求められたことから、このガイドライン（案）が、平成 28 年 4 月に改正されています。この改正の内容や、検討会での意見、他の自治体の状況を踏まえ、今後下記の改正について検討を進めて参ります。これらの見直し案については、今後当審議会で具体的な内容などをご説明し、ご議論いただきながらまとめていきたいと考えていますので、よろしくお願ひ致します。以上です。私のほうからは以上です。

○小篠会長 広告物の事故を受けて点検を強化しようということですね。ご報告を兼ねての話でしたが、これについて、ご意見ご質問あればお願ひします。

○松田委員 中身は詳しいことがわかりませんが、条例制定するときに、問題になっているのが、海外の人たちと契約するときに、日本だと 1 枚ほどの契約書で終わってしまうものが、海外で契約すると約 100 ページになるんですね、ありとあらゆることを想定して契約をするんですけど、なかなか日本では海外の方と契約する経験がなかった。ですがこれからは日本人だけでなく海外の方にも守ってもらわないといけないとことが出るので、いまの段階で考えられるものをとにかく条文化していく大切さ、考える機会にさせていただきたいと思います。

○小篠会長 契約者が海外の方だった場合にということですね

○松田委員 そうですね。表面上契約をされる方が日本人であったとしても、裏でお金を出しているのが海外の方ということもあるんですね。日本だと当たり前のことが海外ではそうではないので、それこそありとあらゆることを分かった上で、条文に細かく明記していくと分厚い条例案になったりしますが、そういうことが考えられる時代になったということです。

○小篠会長 結構これ、国内でやっている屋外広告物についての所有と占有とそのへんのところの関係も割と不明確、責任の所有がはっきりしないという問題も実はございまして、そこもはっきりさせましょうということと、点検できる人は誰かということもちゃんと決めて点検者の資格も定めていく、たとえばそういう人がいないと、海外の方が広告を出そうとしても出せないということになりますかね。

○松田委員 転売されますので、日本ではなく諸外国の中で転売をしていくなかで、日本の中でしっかり届出をするということをやっけていかないといけないのかと。

○小篠会長 ほかにいかがでしょうか。

○渡部委員 広告物を付けると言うことは安全点検は必要だと思うので良いことだと思います。しっかり申請をされていて点検をされている方は良いのですが、事故があった物件というのは、ほったらかしにされていて所有者が申請をされていないことが多いので、どこの都市もそうなのですが、ちゃんと申請していない物件はかなりの数あるとお聞きしましたので、以前にそれを調べるのは大変だからという理由でそのままになっていたのですが、そのままにしていたら事故が起こるのでちゃんと申請されていない広告物については、行政さんは民間に協力していただいて調査をして、そういうものこそ点検したり、申請して安全にしていけるというのが大事なのではないのでしょうか。

○小篠会長 ほかにないのでしょうか。よろしいでしょうか。事務局のほうからもありましたように具体化させていきますので、その段階毎に審議会の方で審議あるいは報告することになると思います。よろしかったでしょうか。では、ありがとうございました。これで本日の議題は全て終了したのですが、皆様から何かありますでしょうか。

○笠副会長 以前お話にでてきた景観樹木のほうは収拾とかは全道どういう状況になっていますか。

○寺谷主査 景観樹木。

○笠副会長 情報を集めるというのが一昨年くらいに出てきたので。

○寺谷主査 私の方では今はやっていない状況です。精査して整理します。

○小篠会長 ほかにございますか。よろしいでしょうか、事務局の方にお返しします。

### 3 閉会

○菊池主幹 長時間のご審議ありがとうございました。次の審議会の開催につきましては、事務局で今日いただいたご議論の整理をしまして改めてご連絡をしたいと思います。以上で本日の日程を終了いたします。ありがとうございました。